

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年4月25日

水曜日

号外

目次

監査委員公告

○行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

1

公 告

行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

平成29年3月24日付けで公表した行政監査の結果に基づき講じた措置について、富山県議会議長、富山県知事、富山県教育委員会教育長及び富山県公安委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月25日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明
富山県監査委員 五十嵐 務
富山県監査委員 高 平 亮
富山県監査委員 伊 東 尚 志

(通知文)

議会総第 2 9 号
財 第 1 3 6 号
教 企 第 4 3 2 号
富公委第 1 3 8 号
平成30年4月11日

<p>え方を整理し、県有施設を所管する室課等に指針として示す必要があると考えるので、検討されたい。</p> <p>また、県有施設における AED 設置場所や設置状況等に関する情報を一元的に把握し、施設所管課等に情報提供することも有用と考えられるので、併せて検討されたい。</p>	<p>や管理の基準等について、今後検討していくことといたしたい。</p> <p>【調査対象】 46 都道府県 (回答：45 都道府県)</p> <p>【結果】 設定あり：8 (条例：2、ガイドライン等：6)、設定なし：37</p>
---	---

2 購入方法等について

監査の意見	措置の内容 (改善事項)
<p>今後、AED を購入する室課等においては、設置を予定している場所や想定される使用状況などを勘案し、メーカーや機種を限定する必要があるか、比較的低価格で納入されている機種で目的を達することができないか、事前に十分に検討されたい。</p>	<p>AED 購入の際は、メーカーや機種を可能な限り限定せず、複数の業者による入札等により、比較的低価格で良質な機種の確保に努めてまいりたい。</p>

3 維持管理状況について

監査の意見	措置の内容 (改善事項)
<p>(1) 日常点検の実施等について</p> <p>施設管理者において、点検担当者を定めたうえで、日常点検を毎日実施し、その結果を記録するように取り計らわれたい。</p>	<p>日常点検を毎日実施する施設は、31 施設から 131 施設に改善が図られた。しかしながら、主に人員的な問題から、頻繁な点検は難しいとの意見も出ており、各施設の状況を考慮しつつ、引き続き改善</p>

	<p>に努めてまいりたい。</p> <p>また、点検担当者を定めている施設は 121施設、点検結果を記録している施設は 122施設となっているが、引き続き改善に努めてまいりたい。</p>
(2) 備品登録等について	
<p>県有備品で備品登録が行われていないもの、備品登録されているが備品管理票を貼付していないものが見受けられたので、こうしたものを所管する所属においては、速やかに備品登録又は備品管理票の貼付を行わ</p> <p>りたい。</p>	<p>県有備品で、備品登録が行われていないもの、備品管理票を貼付していないもの全てについて、備品登録及び備品管理票の貼付を行った。</p>
(3) 消耗品の定期交換について	
<p>施設管理者においては、電極パッド及びバッテリーの使用期限について、再度確認のうえ、使用期限が切れているものについては、速やかに交換されたい。</p> <p>なお、AEDの消耗品は、定期的に交換しなければならないという、電極パッド1式で1万円前後、バッテリーは1個数万円と比較的高価であるため、当該施設を所管する室課等においても、予算の確保及び消耗品の適時の交換について配慮されたい。</p>	<p>使用期限が切れている消耗品については、年度内に交換を終える予定としてい</p> <p>る。今後は、消耗品の使用期限に留意し、予算の確保及び適宜交換に努めてまいりたい。</p>

4 設置場所の状況等について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>(1) 設置場所の表示等について</p> <p>AEDを設置している建物の入口に、AED設置施設である旨を表示していない施設については、主要な入口にAED設置施設である旨を表示することを検討し、仮に、施設の性格や構造、材質等から、ステッカー等を掲示することが困難な場合であっても、施設の案内図等にAEDの設置場所を表示するなどの代案を検討されたい。</p> <p>広大な都市公園や構内が複雑な県立学校など、入口の表示だけでは、利用者がAEDの設置場所まで容易に到達することができないと見られる施設については、外部の利用者にも分かるよう、案内図や案内板に設置場所を表示することを検討し、さらに、建物の2階など入口から距離のある場所にAEDを設置している施設については、誘導用の標識の設置についても併せて検討されたい。</p> <p>加えて、当該設置場所においては、AEDが利用者から見えやすく、円滑に取り出すことができる状態となっているか点検し、支障がある場合は、表示の追加や支障物の移</p>	<p>建物入口への表示については、144施設が表示済または表示予定としている。</p> <p>建物入口への表示が困難な施設は、施設の案内図等に表示するなど代案の検討を進めるほか、入口の表示だけでは利用者がAEDの設置場所まで容易に到達することができないと見られる施設について、誘導用標識の設置等に努めてまいりたい。</p> <p>また、AEDの設置場所については、点検の結果、利用に支障がある施設はなかったが、引き続き適切に設置されるよう努めてまいりたい。</p>

<p>動を行うなど、改善を図られたい。</p>	
<p>(2) (一財) 日本救急医療財団への登録について</p> <p>厚生労働省通知では、地域の住民や救急医療関係機関が AED の設置場所を把握できるよう (一財) 日本救急医療財団への登録を求めているところであり、特別の事情なく登録していない施設については、速やかに手続きを採られたい。</p> <p>また、同財団の AED マップ登録施設であっても、表示台数と実際の設置台数が一致しないものや表示場所が実際の位置とずれているものが見られるので、実態を正しく反映した表示となるよう、設置情報の追加登録や更新を行われたい。</p>	<p>(一財) 日本救急医療財団に登録済の AED は、151 台から 199 台に改善が図られた。未登録のもので、貸出用や職員のみが使用するものなど、特別の事情があるもの以外については、引き続き登録に努めてまいりたい。</p> <p>また、登録内容が実態を正しく反映していないものについては、設置情報を更新し、今後とも登録内容と実態に乖離が生じないよう努めてまいりたい。</p>
<p>(3) 施設ホームページへの掲載について</p> <p>不特定多数の者が訪れる施設では、前述の (一財) 日本救急医療財団への登録に加え、当該施設のホームページに AED の設置情報を掲載することを検討されたい。</p>	<p>AED の設置情報については、95 施設が施設ホームページへ掲載済または掲載予定としている。</p> <p>AED 設置情報の掲載予定がない施設については、貸出用や職員等のみが使用するものであるため、一般への周知を想定していないなど、特別の事情がある場合を除き、今後掲載を検討してまいりたい。</p>

5 操作研修等について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>職員が過去3年以上操作研修を受講していない施設については、職員が定期的にAEDの使用を含む救命法の研修を受講するよう配慮されたい。</p> <p>また、突発的な事態に際し、施設職員がAEDの使用を躊躇しないためには、危機管理マニュアル等にルーティン（決まった手順）として記載しておくことが有益と考えられることから、記載していない施設については、緊急時の対応の一部として、必要な見直しを検討されたい。</p>	<p>いずれの施設も、少なくとも3年に1回は救命研修やAED操作研修を受講を職員に呼びかけることとしており、今後とも受講について配慮してまいりたい。</p> <p>危機管理マニュアル等にAEDの使用が記載されていない施設については、今後記載を検討するほか、AED操作ガイドを職員に配付するなど、職員がAEDの使用を躊躇しないよう適切に対応してまいりたい。</p>

6 更新予定について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>AEDを設置している室課等においては、適切かつ計画的な更新が行われるよう、その時期や取得の方法、財源等について検討されたい。</p>	<p>厚生部医務課が一括購入しているものについては、耐用年数を的確に把握し、計画的な更新を行っている。</p> <p>各室課等が独自に購入しているものについては、耐用年数を過ぎているものの更新を進めるほか、更新が必要な時期に必要な財源が確保されるよう努めてまいりたい。</p>

